

## 骨子案に対する意見等への対応について(事業提案・要望等に関する意見)

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
38	第1章第6 第9章第1 節 (県民、事 業者の取 組促進の ための支 援)	県民や企業が地震対策により取り 組みやすいような環境づくりを率先 して行っていただきたい。特に資金 面での手当てが重要と考える。	第1章第6には、県は、県民、事業者、自主防災組織等の「自 助」や「共助」の取組の促進や継続のために必要な支援を行う と規定しています。具体的支援の一つとして資金面では、既 に、木造住宅の耐震化に係る補助金、自主防災組織活動の促 進のための補助金等を行っていますが、県民や事業者の方の ご意見も踏まえながら、県の対策の優先順位や、費用対効果、 自助・公助・共助の役割なども検討するなかで、必要な支援を 行っていきます。
39	第2章第1 (木造住宅 の耐震化)	・木造住宅の耐震診断について、 行政が各戸を回ってもっと指導す べきでないか。 ・木造住宅の耐震改修は、補助制 度があっても、多くの費用がかかり 進んでいないため、南海地震ファン ドなどの方法も検討してはどう か。	木造住宅の耐震化を早期に、効果的に進めるための一つの 提案と思います。ただ、その方法、財源の拠出、県民の負担の あり方などについては、様々なご意見もあり、その効果的な耐 震化の進め方などにつきましては、引き続き、検討していきま す。
40	第2章第1 (建築物の 耐震化)	地盤が悪い、又は液状化する土地 に建っている建物は、耐震補強し ても効果がないのではないか。	地盤などの条件の悪い場所に建っている建物は、そうでない 地域の建物と比べて被害が大きくなると考えられますが、耐震 化や液状化の対策を行うことにより、建物の被害を減らす効果 があると考えています。
41	第2章第1 (耐震化の ための支 援)	・耐震化については、木造住宅だ けでなく、他の建築物についても補 助金や低利融資などを検討してほ しい。 ・海岸線や低平地の建物に対し て、耐震性に優れた鉄筋コンクリ ート造等の建物に補助して、災害に 強い県土づくりを行うべきではな いか。	これまでの地震における人命被害については、特に、昭和56 年以前の木造住宅に甚大な被害で出て、人命が失われていま す。ご提案は、今後の建築物の耐震化の一つの課題と考えま すが、行政としては、現段階で最優先で木造住宅の耐震化を 進めることが必要と考えています。
42	第2章第5 (道路整備 の優先順 位づけ)	県の道路、橋などの現在工事中の もので、液状化地区や不等沈下が 予想される橋や栈橋道路の建設を 中止して、しっかりした箇所重点 投資してはどうか。	道路整備は、防災の側面だけでなく、生活、産業、観光など 広い視点から道路ネットワークを形成する必要がありますので、 ご意見として承ります。
43	第3章第4 (津波避 難に関す る情報)	各地域(町内)の番地表示と同様、 例えば「海拔〇〇メートル」の標高 表示をすることを進めてはどうか。	標高表示については、すでに、いくつかの地域で、津波の浸 水予想区域を示す標識等とともに、設置されています。こうした 標識等は、津波の危険性を知らせるために、各地域に整備して いくことが必要ですので、第3章第4に「津波に関する情報を入 手しやすい環境の整備」を規定しています。具体的取組は、各 地域で、津波避難計画を作成するなかで、必要とする標識等を 必要な場所に、整備していくことになります。
44	第3章第5 (緊急避難 場所の確 保)	・津波避難できる堤防やマンション か判別するため、堤防や構造物の 耐久度を公開してはどうか。	堤防は、津波を直接、受けるため、津波の緊急避難場所には 適しません。また、マンションなどのビルの耐震性の公表は、所 有者の同意は困難と思われませんが、津波避難ビルの指定にあ たっては、市町村において、構造物の耐震性を把握し、要件に 該当するかどうかを確認しています。

45	第3章第6 (津波の 被害軽減 のための 公共土木 施設の整 備)	津波が新庄地区との間のトンネルを抜けて、思わぬ方向から浸水してこないか心配。緊急時にトンネルを遮断する施設を作ってもらいたい。県ができなければ、国に言って早急に対応してもらいたい。	南海地震による被害を軽減するために様々な取組が必要と考えますが、具体の事業については、地域の実情などを踏まえて、費用対効果や工法などを検討する中で、判断する必要があります。このため、ご提案の事業につきましても、条例で規定するのではなく、こうした検討を行うなかで、個別に判断していきます。
46	第5章第1 第9章第9 (液状化 に関する 情報提供 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•どんなに耐震化した家を作っても液状化がおこれば意味がない。県はいろんな情報を持っているので、公表してほしい。</li> <li>•高知市の下知地区など軟弱地盤について地質調査を国に行ってもらい、県民に提供してほしい。</li> <li>•液状化が起こる地域に対して家屋の倒壊のおそれについて啓発すべき。</li> </ul>	<p>国、四国4県、大学等で組織する四国地盤情報活用協議会では、現在、それぞれが保有している地盤情報のデータベースを進めており、その内容については各組織で可能な限り公開しています。また、本年度からは、高知平野における液状化の研究も始める予定であり、その成果についても公開したいと考えています。一方、国土交通省では、平成21年度頃には地質情報の公開に着手する予定と伺っています。</p> <p>第9章第3節第9では、県の広報や情報の提供について規定していますので、今後も、国や市町村等と連携し、県民の方が必要な情報を、対策の必要性なども含めて、分かりやすく提供していきたいと考えています。</p>
47	第5章第1 (液状化に 関する情 報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•液状化地区における被災度を知らせて。油類の流出や停泊船、木材流出、弘化台の荷物など津波と浸水時の危険物を公表してほしい。</li> </ul>	<p>国、四国4県、大学等で組織する四国地盤情報活用協議会では、本年度から、高知平野における液状化の研究を始める予定であり、その成果については公開したいと考えています。ただ、津波や浸水時における危険物等を個々に特定することは、予算や技術的な面から、現時点では難しいと考えています。</p>
48	第6章第1 (帰宅困難 者の対策)	県外からの観光客などは、地震で、公共交通機関が停止すると帰宅できなくなるので、対策が必要ではないか。	観光客などの帰宅困難者の対策は、必要な対応の一つと考えますが、課題や実施すべき対策、自助・共助・公助の役割などについて整理する中で、今後具体的な対策を検討していきます。
49	第6章第1 (医療救 護)	負傷者が、救護所へ行くか、病院に行くかの選択は県民の判断にまかせてよいのか。	高知県災害医療救護計画では、医療救護施設を「医療救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟、災害支援病院、広域災害支援病院」の6種類とし、それぞれ役割分担をしています。災害発生時には、県民の皆様には、最寄りの医療救護所をご利用いただくこととなります。現状として、この6種類の医療救護施設の役割分担や所在が、県民の皆様にあまり伝わっていないという現状がありますので、今後、市町村とともに啓発を進めていきます。
50	第6章第1 (遺体処 理)	地震で発生した遺体の処理の検討が必要ではないか。	次の南海地震では、9600人の死者数が想定されますので、県内だけで、遺体を火葬することは、困難と思われます。このため、近隣県などの広域的な支援体制が構築することが必要と考えますので、今後、国等と対策を検討していきます。
51	第6章第1 (井戸等の 活用)	井戸(自家用、事業者用)、清水(湧き水、泉)の届出(届出制)、公的登録、標示をしてはどうか。また、井戸・清水の周辺の整備を義務付け、水質の確保(水質検査(公費)、ポンプの点検(修理は公費)、汲み上げ設備のない井戸の復活、ポンプ(手押)の導入(公費による)を行うてはどうか。	<p>災害時には、水道施設が被害を受け多くの世帯で断水が起こることから、井戸等の役割が見直されています。大阪府をはじめとして「災害時協力井戸」として事前に登録し、災害時に住民に開放していただく、という制度を採っている地方自治体も既にあります。</p> <p>第6章第1の「飲料水の供給等の対策」の一つとして、今後、市町村と検討していきます。</p>

52	第6章第1 (孤立対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震の発生時には、斜面崩壊が県内各地で発生し、道路の本数が少ない地域は、孤立が懸念される。また、高知県自体が孤立することも考えられる。応援は来るのか。</li> <li>・地震が起こったら、間違いなく孤立するため、迂回路を整備してほしい。</li> </ul>	<p>地震の揺れにより崩壊する斜面を特定することは難しく、現在の斜面の崩壊対策は、風水害対策として実施しています。孤立を防ぐ観点から、全ての斜面崩壊対策や道路の新設などを行うことは、該当する箇所が多く、膨大な経費が必要となりますので、困難と考えます。</p> <p>このため、孤立の恐れのある集落では、食料や水を長期間、備蓄する必要がありますし、県や市町村では、孤立した場合でも、早期に、人命の救出や道路の復旧が行えるよう、応急活動や復旧活動の体制を確立する必要がありますので、条例に規定し、具体の対策を、自主防災組織や自衛隊、国の機関などと連携して進めることとしています。</p>
53	第6章第2 (救援ボートの整備)	<p>長期に浸水する地域では、各自主防災組織に救援ボートを配備させてはどうか。</p>	<p>救援ボートの配備については、資機材整備の一つですので、今後、長期浸水対策を検討する中で、市町村とも協議しながら救援ボートが効果的かどうかの検討が必要と考えます。</p>
54	第6章第3 (緊急交通車両)	<p>地震発生後において、食料を運ぶ食品小売業のトラックを早期に通行させて欲しい。</p>	<p>高知県地域防災計画震災対策編において、給水・給食活動を行う緊急輸送活動は交通規制時にも通行可能としています。が、それ以外の、事業活動としての食料品等の輸送に関しましては、輸送路の混雑状況や道路の復旧状況を見て公安委員会や県等が判断することになります。</p>
55	第7章第1 (復旧・復興の優先順位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手建設会社の多い中央地区から道路などの施設が復旧・復興がされ、中山間地域は後回しにされるのではないかと。</li> <li>・企業の再建にはライフラインの復旧が必要だが、どういう順序で復旧・復興がされるのか。</li> </ul>	<p>道路の復旧は、まずは、県外からの被災地までの輸送路を確保する必要がありますので、県外や市町村の役場とつながる幹線道路を優先することになります。その後、どういう順序で復旧・復興を行うかということについては、実際の災害の状況によっても大きく左右されると思います。また、水道や電気、ガスなどのライフラインの復旧は、一般的に、病院や避難所、災害対応を行う官公庁などの施設が優先されますが、設備などの被害の程度や、道路の通行の可否などを踏まえて、ライフライン事業者が専門的に判断することになります。復旧の時期等は、ライフライン事業者と連携して、県民や事業者の方に、お知らせしていきます。</p>
56	第7章第1 (事業者との連携)	<p>ライフラインや生活必需品を取り扱う事業者にはアヒアヒして、県や市町村から期待することや協力して欲しいことや、地震発生時に企業に自主的に活動してほしい役割等をすりあわせてはどうか。</p>	<p>地震発生時に、事業者が保有する物資や場所、人材、ノウハウなどの資源を活用させていただくことは、県や市町村が応急対策や復旧対策を進めるうえで、不可欠ですので、食料や水などの提供に関して協定を締結しています。今後も、様々な対策を行うなかで、業界団体の意向などもお聴きしながら、事業者の方や事業者団体に必要な協力をお願いしていきたいと考えています。</p>
57	第9章第1 節第2及び第3(自主防災組織と事業者の連携)	<p>第9章第1節第2及び第3に、自主防災組織と事業者の連携した地震防災活動を行うよう規定されていますが、成り行きにまかせるのではなく、自主防災組織と企業との結びつけや仲介役を行政(県や市町村)にお願いしたい。</p>	<p>すべての地域で、行政が、自主防災組織と事業者を結びつけないことは困難ですので、事業者が、地域の一人として、積極的に地域の防災活動などに参加する中で、地域の自主防災組織等とどのような相互協力ができるかを考え、行動していただくことが基本となります。行政よりも住民の熱意で相互協力がうまくいった事例もありますが、そのうえで、解決しがたい難しい問題があれば、行政としても、個別に、できる支援を行っています。</p>

58	第9章第1節第3(県職員の地域の訓練参加)	地元で訓練をしても町内の県職員が出てこない。県民を教育するまえに職員を教育してほしい。誤解があるといけませんが、災害のときは出てこなくていいので、訓練を知ってもらいたい。地域を知らずに対策を机上で考えると危険。	県職員は、県民の一人として、地域の防災訓練への参加など、骨子案で、県民に求められている備えなど行う必要があります。機会があるごとに、地域の一員として地域の活動を行うよう促していきます。
59	第9章第1節第3(自主防災組織の育成・活性化)	条例に規定する事項ではないが、自主防災組織の育成、活性化の前に、市町村(防災担当者)の育成、活性化のためのステップが必要と考える。	防災対策を進めていく上で、職員の人材育成は、重要ですので、現在、研修や勉強会などを実施していますが、今後、さらに効果的な方法を検討していきます。
60	第9章第1節第3(自主防災組織の中心的役割を担う者の育成等)	高知県民の防災意識は、極端に低い。県民の関心層を増やす仕組みや、自主防災組織の中心的役割を担う者の意欲が低下しないような仕組みを整備してもらいたい。	第9章第1節第3の5に自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成について規定しており、現在も「自主防災組織リーダー研修」を開催しています。関心層を増やす仕組みとして、骨子案に、家庭や地域と協力した防災教育の実施や県民、事業者の備えなどを規定しています。そのためには県として地震防災に関する広報活動の実施、啓発、相談体制の整備に努めることを規定していますので、その具体的な対策を今後検討していきます。
61	第9章第3節第8(防災教育)	高知県を代表する科学者寺田寅彦の防災論を県民に知ってもらい、自助・共助の備え、特に防災教育に役立ててほしい。	第9章第3節第8では、地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めることを規定しますので、今後、実践的な取組の一つとして検討します。
62	第9章第3節第9(高齢者への情報伝達)	インターネットなどに触れる機会の少ないお年寄りにうまく情報を広めていく努力をしてほしい。	県では、インターネットのほか、南海地震情報コーナー、広報紙、マスコミ等を通じて情報を広めています。第9章第3節第9では、「県の広報や情報」を規定していますので、今後も、新聞、テレビ、広報誌、町内回覧などの様々な媒体を活用し、創意工夫しながら、必要な情報を提供していきます。
63	第9章第3節第9(災害情報の伝達)	・山間部では、電波が届かないところがあり、地震で想定される山津波などが発生した場合の避難の情報が提供できる環境整備が大事だと思うので、検討していただきたい。 ・南海地震時は、避難指示が当然出たと思って、行動すべき。	災害対策基本法第51条では、地方公共団体等は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならないことが定められており、県や市町村では、必要な通信設備などを整備していますし、今後も、地震などの災害に備えて、必要な整備を行っていきます。市町村が行う避難勧告や避難指示などは、防災行政無線や、有線放送、広報車、テレビ・ラジオ放送など様々な手段を用いて住民の方に、伝達しており、第6章第1の3でも、応急活動に必要な情報の収集と収集した情報の県民への提供について規定していますが、南海地震発生時には、通信設備の破損や停電などにより、情報を迅速に伝達できないことなどが考えられますので、第3章第1や第5章第1に、自主的に避難していただくよう、規定しています。
64	第9章第3節第9(危険情報)	建築物の耐震化、BCPの作成などの対策を立てるに当たり、南海地震による土砂災害の想定(液状化区域、急傾斜地等の危険地域、道路寸断等の被害)に関する情報を公開してほしい。	第9章第3節第9では、県の広報や情報の提供について規定しています。南海地震発生時の個別の道路の被害や復旧見込みなどは、想定が困難ですが、今後も、事業者の方が必要な情報を、分かりやすく提供していきます。

65	第9章第3節第9 (自主防災組織に関する情報)	どの地域に自主防災組織ができ、どこができているか、すぐ分かるようにしてもらいたい。	情報の提供については、第9章第3節第9の1に規定しています。自主防災組織の情報など、市町村が保有する情報も多くありますので、今後、提供すべき情報の内容や提供の方法などについて、市町村と協議しながら、様々な情報を分かりやすい形で提供していきます。
66	第9章第3節第10 (情報の提供)	市町村における防災対策の取組の情報を県のホームページで集約してはどうか。県民にとっては、対策の実施状況が分かり、各市町村の取組の比較ができるし、県や市町村にとっても有効と考える。	市町村の情報をホームページで提供することは、県民の皆さんが様々な取組を進めるうえで有用な方法と考えます。そのためには、市町村からの情報提供の仕組みや情報の中身などを整理、調整すべきことも多く、今後の一つの課題とさせていただきます。
67	第9章第3節第9 (情報の提供)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南海地震に備えちよき」「南海地震から命を守る」「第二次高知県地震対策基礎調査」を家庭版ということで一冊にまとめてほしい。</li> <li>・津波浸水予測図を、地域別のもう少し詳しく大きく、色が分かりやすいようにしてほしい。</li> </ul>	県民の方に提供する資料は、今後、県民の方に分かりやすいように工夫に努めます。
68	第9章第3節第10 (アドバイザー)	事業者ごとに対策を立てるための講習をして欲しい。アドバイザーの助言を求めます。	第9章第3節第9には「県の広報や情報の提供」を、第10には「人材の育成や活用」を規定しています。今後、事業者や業界団体などのニーズを踏まえて、講習の機会の提供や適切な助言ができる人材の育成など、必要な対策を進めていきます。
69	第9章第3節第10 (防災士)	ひとつづくりの面で、静岡は、防災士を育成している。高知県には防災士は数人しかいないので、防災士を育成する必要がある。	第9章第3節第10に人材の育成や活用を規定していますので、人材育成の具体の対策として検討していきます。
70	第10章第1 (行動計画)	行動計画についてだが、計画に数値目標などが入るかとか、どのような計画かが非常に重要。どのようなイメージが知りたい。	行動計画は、平成21年度からの計画を予定しており、今年度後半から来年度にかけて作成の作業を行います。その内容は、できるだけ県民の方にお知らせしていきます。
71	その他	地震予知にもう少し本腰を入れて取り組んでもらいたい。	地震予知については、広い範囲で観測し、高度で専門的に調査・分析する必要があることから、都道府県レベルではなく、国や研究機関などにおいて行う必要があります。現在、東海地震が想定されるエリアだけでなく、東南海や南海地震などが想定されるエリアでも、地震予知に向けて、研究機関などで調査・観測が行われており、本県でも、地下水や地盤等の調査・観測が行われています。